

第33回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月30日（火曜日）午前10時

開催場所

東京都品川区北品川四丁目7番35号

御殿山トラストタワー

14階 セミナールーム

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当のための報酬決定の件



現在は、新型コロナウイルス感染拡大を完全かつ徹底的に封じ込めるために極めて重要な局面にあるとの判断の下、本株主総会については、以下の通りとさせていただきます。

- ・当社役員のみで開催し、開催場所を当社本社といたします。
- ・当社株主総会へはご来場されないようお願い申し上げます。
- ・この趣旨に鑑み、お土産のご用意はございません。

株主の皆様におかれましては、議決権行使書またはインターネットにて事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

日本サードパーティ株式会社

証券コード 2488
2020年6月15日

株 主 各 位

東京都品川区北品川四丁目7番35号
日本サード・パーティ株式会社
代表取締役社長 森 豊

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

現在は、新型コロナウイルス感染拡大を完全かつ徹底的に封じ込めるために極めて重要な局面にあると考えております。この局面を踏まえ、慎重に検討致しました結果、本株主総会については、開催規模を大幅に縮小することがやむを得ないと判断しました。

つきましては、本株主総会の開催場所を当社本社とし、**株主の皆様にご来場をいただくことなく、当社役員のみで開催させていただきたく、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。**

株主の皆様におかれましては、本株主総会当日にご来場されないようお願い申し上げます。

後記のとおり、株主の皆様からは事前に質問を受け付けた上で、株主の皆様のご関心が高い事項については本株主総会でご説明し、後日、その内容を当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2020年6月29日（月曜日）午後5時45分までに書面またはインターネットにて議決権を行使してください**ますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月30日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都品川区北品川四丁目7番35号
御殿山トラストタワー
14階 セミナールーム

3. 目的事項

報告事項

1. 第33期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第33期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当のための報酬決定の件

以上

~~~~~

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.jtp.co.jp/>)に掲載させていただきます。



# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく  
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

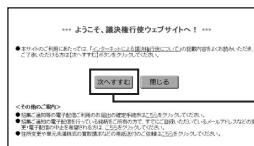
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031(フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

## (提供書面)

# 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業の設備投資や雇用環境の改善等を背景に、全体として底堅く推移しました。一方、世界経済においては、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題の継続に加え、年度末に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、世界経済は依然として先行き不透明な状況が続いています。ITサービス市場においては、人手不足に対応するための自動化・省力化等、いわゆる働き方改革への案件が引き続き増加傾向であり、更に2019年10月1日からの消費税増税に伴う案件増加（駆け込み需要）もあり、総じて企業のIT関連投資が活況でありました。

このような状況下で、当社グループは、2019年11月22日に「労働集約型ビジネスから、知識集約ビジネスへの転換をはかることで、中長期で営業利益10億円を目指す」との2021-2023年第1次中期経営計画を発表いたしました。この第1次中期経営計画における注力分野は、「ライフサイエンス分野におけるIT化支援事業」、「最適なAI（人工知能）を活用したサービス提供」、「グローバルでの人材コンサルティング事業」になります。当連結会計年度は、前期までの投資による成果が現れて来たことに加えて、スポット案件が重なったこと等により、過去最高の売上高を達成することができました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は6,245百万円（前期比14.1%増）、営業利益は470百万円（同97.5%増）、経常利益は483百万円（同95.5%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は309百万円（同100.2%増）となりました。

各セグメントごとの業績は、次の通りであります。なお、第1四半期連結会計期間より、当社の組織体制の変更に伴い、従来「教育ソリューション事業」に含めておりましたインド支店を「その他」に、従来「その他」に含めておりました医療コンサルティング部門を「ライフサイエンスサービス事業」に含めることといたしました。また従来「その他」に含めておりました営業部門を「ICTソリューション事業」、「その他」、「全社」に区分することといたしました。

また、第2四半期連結会計期間より、従来「その他」に含めておりましたA I・R P A（\*1）関連サービスとデジタルマーケティングサービスについて、事業計画上の重要性が増したことから「デジタルイノベーション事業」として集約し、報告セグメントとして記載する方法に変更しております。以下の前期比較については、前期の数値を変更後の区分により組み替えた数値で比較しております。

(a) 教育ソリューション事業

当事業は、海外メーカーやサービスベンダーが日本市場へ参入した際に、必要となるエンドユーザ向けの技術トレーニング事業を請負うほか、当社独自のICTの最先端技術トレーニングの提供と、スキルの棚卸しから不足するスキルを補う教育までのサイクルを総合的にコンサルティングする人財コンサルティングサービスを提供しております。当連結会計年度は、前期に実施したオフィスエリアの拡張による受託業務拡大とWeb試験配信プラットフォームの利用拡大等により、売上高、営業利益とも増加しました。以上の結果、教育ソリューション事業の当連結会計年度の売上高は781百万円（前期比11.1%増）、セグメント利益は255百万円（同34.7%増）となりました。

(b) ICTソリューション事業

当事業は、ICTシステムの設計・構築・運用・保守サービスと、製造支援サービスを提供しております。当連結会計年度は、2019年8月に自社サービスであるクラウド運用サービス「Kyrios」の提供を開始したことにより、販売会社及びユーザ企業からの新規運用案件獲得や大型スポット案件を受注いたしました。その結果、2019年12月にはAmazon Web Services(AWS)社より、APNアドバンスドコンサルティングパートナーに認定され、日本IBM社からは「IBM Japan Excellence Award 2020」において「Excellence Ecosystem Award」を受賞いたしました。以上の結果、ICTソリューション事業の当連結会計年度の売上高は3,331百万円（前期比10.9%増）、セグメント利益は615百万円（同24.4%増）となりました。

(c) 西日本ソリューション事業

当事業は、西日本地域におけるICTシステムの運用・保守サービスとライフサイエンスサービスを提供しております。国内企業向けのICTシステムの運用・保守サービスが引き続き好調であり、業務受託量が増加した結果、西日本ソリューション事業の当連結会計年度の売上高は800百万円（前期比18.4%増）、セグメント利益は150百万円（同31.2%増）となりました。

(d) ライフサイエンスサービス事業

当事業は、ICTが応用的に使われている医療機器、化学分析装置などの据付・点検・校正・修理等の保守サービスを提供しております。新たに化学分析装置メーカーからの保守業務とITを活用したラボラトリー情報管理システム(LIMS)(\*2)の導入支援業務等を受託いたしました。以上の結果、ライフサイエンスサービス事業の当連結会計年度の売上高は939百万円(前期比23.2%増)となり、セグメント利益は111百万円(同36.4%増)となりました。

(e) デジタルイノベーション事業

当事業は、デジタルトランスフォーメーション(\*3)時代において中核事業となるAI・RPA関連サービスとデジタルマーケティングサービスを提供しております。自社サービスである「Third AI(サードアイ)」がソフトバンク社より評価され、「AIエコシステムプログラム」において、「ベスト・テクノロジー・パートナー・オブ・ザ・イヤー」を昨年に引き続き2年連続で受賞いたしました。その結果、大型案件の受注が増加いたしました。また2019年7月18日には、新たにAIソリューション「Third AI マーケティングソリューション」及び、そのサービスラインアップとしてマーケティングサービス「レコメンドアイ」の販売を開始いたしました。一方でAI・RPA関連サービスの受注増・ビジネス拡大に対応するため、サービス強化のための先行投資を継続しました。以上の結果、デジタルイノベーション事業の当連結会計年度の売上高は391百万円(前期比20.1%増)、セグメント損失は66百万円(前期は78百万円のセグメント損失)となりました。

(f) その他

当事業は上記(a)~(e)に属さない、その他の事業であり、インド支店、海外プロジェクト案件が含まれます。その他の当連結会計年度の売上高は657千円(前期は一百万円)、セグメント損失は35百万円(前期は28百万円のセグメント損失)となりました。

- \* 1 RPA (Robotic Process Automation) : パソコン上で人間が行ってきた、ルーチンワークをソフトウェアによって代行します。ホワイトカラー業務の効率化・自動化の取組みで、人間の補完として業務を遂行できることから、仮想的労働者(Digital Labor)とも言われています。
- \* 2 LIMS (Laboratory Information Management System) : 製薬会社等の研究所や工場全体の情報及びワークフローを管理するシステム。
- \* 3 デジタルトランスフォーメーション: 「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念のこと。

- ② 設備投資の状況  
当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、38百万円であります。  
その主なものは、オフィスの改修に伴う投資等であります。
- ③ 資金調達の状況  
当連結会計年度は、特記すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                  | 第30期<br>(2017年3月期) | 第31期<br>(2018年3月期) | 第32期<br>(2019年3月期) | 第33期<br>(当連結会計年度)<br>(2020年3月期) |
|----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)           | 4,634,561          | 4,748,353          | 5,472,090          | 6,245,122                       |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (千円) | 3,199              | 184,617            | 154,500            | 309,274                         |
| 1株当たり当期純利益 (円)       | 0.62               | 36.30              | 30.38              | 60.81                           |
| 総 資 産 (千円)           | 2,706,598          | 2,884,881          | 3,120,240          | 3,537,439                       |
| 純 資 産 (千円)           | 1,636,866          | 1,770,284          | 1,819,744          | 2,031,950                       |
| 1株当たり純資産額 (円)        | 321.87             | 348.10             | 357.83             | 399.56                          |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。  
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第30期<br>(2017年3月期) | 第31期<br>(2018年3月期) | 第32期<br>(2019年3月期) | 第33期<br>(当事業年度)<br>(2020年3月期) |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 4,634,561          | 4,748,353          | 5,472,090          | 6,245,122                     |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 2,322              | 175,944            | 154,526            | 314,568                       |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 0.45               | 34.59              | 30.38              | 61.85                         |
| 総 資 産 (千円)     | 2,704,336          | 2,874,666          | 3,108,975          | 3,530,737                     |
| 純 資 産 (千円)     | 1,667,331          | 1,792,421          | 1,845,204          | 2,058,055                     |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 327.86             | 352.46             | 362.84             | 404.69                        |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。  
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                               | 資本金     | 議決権比率  | 主要な事業内容          |
|-------------------------------------|---------|--------|------------------|
| Japan Third Party of Americas, Inc. | 200千米ドル | 100.0% | 海外IT企業のマーケティング活動 |

(注) 韓国サード・パーティ株式会社につきましては、清算終了したことにより重要な子会社から除外いたしました。

### (4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響で企業の設備投資が冷え込む懸念があり、予断を許さない状況が続くものと考えております。情報サービス業界における新型コロナウイルス感染症の影響については、企業の設備投資の冷え込む懸念がある一方で、デジタルトランスフォーメーションによる新たなビジネスモデル構築に向けたIT投資が加速する可能性もあります。そのため、この両面を見据えた的確な経営判断が求められる状況が続くものと考えております。

このような環境のもと、当社グループでは、引き続き2021-2023年第1次中期経営計画の基本方針「労働集約型ビジネスから、知識集約ビジネスへの転換をはかることで、中長期で営業利益10億円を目指す」を実現すべく、今期は「オペレーションの徹底的な自動化による生産性向上」「自社サービスリリースの高速化による事業拡大」を推進致します。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント (2020年3月31日現在)

| 事業区分           | 主な事業内容                                                                                                                                                |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育ソリューション事業    | 海外メーカやサービスベンダが日本市場へ参入した際に、必要となるエンドユーザ向けの技術トレーニング事業を請負うほか、当社独自のICTの最先端技術トレーニングの提供と、スキルの棚卸しから不足するスキルを補う教育までのサイクルを総合的にコンサルティングする人財コンサルティングサービスを提供しております。 |
| ICTソリューション事業   | ICTシステムの設計・構築・運用・保守サービスと製造支援サービスを提供しております。                                                                                                            |
| 西日本ソリューション事業   | 西日本地域におけるICTシステムの運用・保守サービスとライフサイエンスサービスを提供しております。                                                                                                     |
| ライフサイエンスサービス事業 | ICTが応用的に使われている医療機器、化学分析装置などの据付・点検・校正・修理等の保守サービスを提供しております。                                                                                             |
| デジタルイノベーション事業  | デジタルトランスフォーメーション時代において中核事業となるAI・RPA関連サービスとデジタルマーケティングサービスを提供しております。                                                                                   |
| その他の事業         | 上記に属さない事業としてインド支店、海外プロジェクト案件が含まれております。                                                                                                                |

(6) 企業集団の主要な事業所 (2020年3月31日現在)

① 当社

| 事業所名            | 所在地                    |
|-----------------|------------------------|
| 本社              | 東京都品川区                 |
| 東京テクニカルラボセンタ    | 東京都品川区                 |
| JTPインテグレーションセンタ | 東京都八王子市                |
| 関西事業所           | 大阪府吹田市                 |
| 岩見沢サービスセンタ      | 北海道岩見沢市                |
| 小山サービスセンタ       | 栃木県小山市                 |
| 九州サービスセンタ       | 福岡県福岡市博多区              |
| 関西事業所テクニカルセンタ   | 大阪府吹田市                 |
| 中部サービスセンタ       | 愛知県名古屋市中村区             |
| 京都サービスセンタ       | 京都府京都市中京区              |
| インド支店           | インド ウッタール・プラデーシュ州 ノイダ市 |

② 連結子会社

| 会社名                                 | 所在地               |
|-------------------------------------|-------------------|
| Japan Third Party of Americas, Inc. | 米国 カリフォルニア州 サンノゼ市 |

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業セグメント        | 使用人数       |
|----------------|------------|
| 教育ソリューション事業    | 34 (2) 名   |
| ICTソリューション事業   | 201 (60) 名 |
| 西日本ソリューション事業   | 43 (8) 名   |
| ライフサイエンスサービス事業 | 46 (12) 名  |
| デジタルイノベーション事業  | 27 (3) 名   |
| その他            | 1 (-) 名    |
| 全社 ( 共通 )      | 46 (2) 名   |
| 合計             | 398 (87) 名 |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数       | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|------------|-------|--------|
| 398 (87) 名 | 9名増 (10名増) | 36.0歳 | 10.1年  |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め (会社法第459条第1項) があるときの権限の行使に関する方針

当社の利益配分は、将来の事業展開と経営体質の強化のための内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、1株当たり年間25円の配当とさせていただくことと致しました。

なお、当社は、会社法第459条に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を定めることができる旨を定款に定めております。

## 2. 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数    | 20,700,000株 |
| (2) 発行済株式の総数    | 6,015,600株  |
| (3) 株主数         | 6,017名      |
| (4) 大株主 (上位10名) |             |

| 株 主 名                                          | 持株数 (株) | 持株比率 (%) |
|------------------------------------------------|---------|----------|
| 森 豊                                            | 468,053 | 9.20     |
| 株式会社夢真ホールディングス                                 | 260,000 | 5.11     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>( 信 託 口 )              | 236,500 | 4.65     |
| J T P 従 業 員 持 株 会                              | 188,000 | 3.69     |
| 外 池 栄 一 郎                                      | 100,000 | 1.96     |
| 金 山 洋 志                                        | 97,500  | 1.91     |
| J. P. MORGAN BANK LUXE<br>MBOURG S. A. 1300000 | 85,600  | 1.68     |
| 佐 伯 康 雄                                        | 81,100  | 1.59     |
| 吉 井 右                                          | 76,600  | 1.50     |
| クレディ・スイス証券株式会社                                 | 72,100  | 1.41     |

- (注) 1. 当社は、自己株式を930,176株保有しておりますが、上表からは除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                    |
|-----------|---------|--------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 森 豊     | Japan Third Party of Americas,Inc.CEO      |
| 取 締 役     | 為 田 光 昭 | デジタルトランスフォーメーション事業本部長                      |
| 取 締 役     | 佐 藤 裕 寿 | 西日本事業本部長                                   |
| 取 締 役     | 伊 達 仁   | コーポレート本部長                                  |
| 取 締 役     | 馬 場 寛 明 | グローバルビジネスオペレーション統括本部長                      |
| 取 締 役     | 三 船 明 喜 | ソリューション事業本部長                               |
| 取 締 役     | 吉 田 雅 彦 | (株)日本テクノス社外取締役<br>(株)セゾン情報システムズ社外取締役       |
| 常 勤 監 査 役 | 木 村 裕 之 | ベリタップ・コンサルティング(株)代表取締役                     |
| 監 査 役     | 竹 内 定 夫 | (株)スタジオアリス取締役監査等委員、(株)森組社外監査役、(株)十川ゴム社外取締役 |
| 監 査 役     | 井 出 隆   | 日本瓦斯(株)社外取締役                               |

- (注) 1. 取締役吉田雅彦氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役竹内定夫氏及び井出隆氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役竹内定夫氏及び井出隆氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 当社は、取締役吉田雅彦氏、監査役竹内定夫氏及び監査役井出隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
5. 監査役竹内定夫氏は、2020年5月28日付で(株)スタジオアリスの取締役監査等委員を退任しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 員 数       | 報酬等の総額       |
|--------------------|-----------|--------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>(1) | 86百万円<br>(4) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2) | 13百万円<br>(7) |
| 合 計                | 10名       | 99百万円        |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2013年6月14日開催の第26回定時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2001年10月29日開催の臨時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- 当事業年度における役員賞与引当金の繰入額1,157万円
- 取締役 7名                      1,157万円                      (うち社外取締役 1名 -万円)

## (3) 社外役員等に関する事項

## ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社との当該他の法人等との関係

社外取締役である吉田雅彦氏は、(株)日本テクノスの社外取締役、(株)セゾン情報システムズ社外取締役であります。当社と兼務先との間には、特別の関係はありません。

社外監査役である竹内定夫氏は、(株)スタジオアリスの取締役監査等委員、(株)森組の社外監査役及び(株)十川ゴムの社外取締役であります。当社と各兼務先との間には、特別の関係はありません。

社外監査役である井出隆氏は、日本瓦斯(株)の社外取締役であります。当社と兼務先との間には、特別の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

|             | 活 動 状 況                                                                                                                |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 吉 田 雅 彦 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席致しました。IT業界の見識及び企業経営者としての専門的な視点により、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                   |
| 監査役 竹 内 定 夫 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、監査役会12回のうち11回に出席致しました。公認会計士の資格を持ち、会計に関して専門的な視点により、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 監査役 井 出 隆   | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査役会12回のうち12回に出席致しました。公認会計士の資格を持ち、会計に関して専門的な視点により、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、当社定款第29条及び第39条並びに会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、月額報酬の2年分の合計金額又は法令で定める金額のいずれか高い額としております。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 ひびき監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                      | 支払額      |
|--------------------------------------|----------|
| ・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 22,000千円 |
| ・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を致しました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその解任の理由を報告致します。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性及び効率性、継続監査年数などを勘案し、会計監査人として適当でないと判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定致します。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び従業員を対象とする法令遵守体制の基礎として、社内規程を定め、その遵守を図る。
- ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部統制委員会を設置する。当該委員会は、日常的な法令遵守状況をチェックするとともに、取締役会への状況報告、改善の提言を行う。
- ③ 取締役は、他の取締役による法令・定款違反に気づいたときには、直ちに監査役に報告する。
- ④ 取締役の職務執行に対して監査役による業務監査を受ける機会を十分に実質的に確保する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に関する情報については、電子媒体を効率よく利用し、社内指定のサーバに保管し管理する。
- ② 業務予定に関しては、現行システムとして採用している予定管理ソフトを利用し、日毎に管理する。
- ③ 業務と報告を、週報として報告する体制を整備する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失（事業展開上のリスク要因）を未然に回避するために、社内規程にある「危機管理規程」の整備及び現場から迅速なリスク情報報告体制を整備する。当社の業務執行に関するリスクとして下記8項目を認識し、実践的運用を図る。

- ① 経営戦略に関するリスク全般
- ② 財務金融に関するリスク全般
- ③ 法務遂行に関するリスク全般
- ④ 海外戦略に関するリスク全般
- ⑤ 業務遂行に関するリスク全般
- ⑥ 新技術、新ビジネスに関するリスク全般
- ⑦ 災害に対する危険分散に関するリスク全般
- ⑧ その他取締役会が極めて重大と判断するリスク全般

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に実施する体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ② 取締役の担当区分を定め、その職務の執行を効率的に遂行させる。
- ③ 取締役の予定及び報告事項は、取締役が相互に閲覧できる。
- ④ 取締役会の決定事項に基づいて、組織規程・職務分掌の改定及び執行手続きを行い、速やかに総務部ホームページに掲載する。

### (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するために、担当取締役は各部門長へ適宜ミーティングあるいは勉強会を実施し徹底を図る。また、内部監査部門が各部門を定期的に監査し、改善のための提言を代表取締役及び監査役に報告する。

### (6) 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 関連会社管理規程に基づき、当該規程に従い各社の業務執行に対し管理・監督・支援を実施する。
- ② 監査役は、適宜関係会社の監査を行う。また、当社常勤監査役と子会社監査役で構成されるグループ監査役会を定期的に開催し意見交換を行う。
- ③ 子会社は、事前に当社の取締役または取締役会の承認を要する事項及び子会社から当社へ報告を求める事項等について、当社関係会社管理規程に基づく社内規程を策定し、これに従うものとする。

**(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の従業員から、監査役補助者を任命することができる。

**(8) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 前項の従業員の取締役からの独立性を確保するため、当該従業員の任命、異動、人事考課及び給与の改定にあたっては、監査役会の同意を得るものとする。
- ② 監査役から監査役監査を補助することの要請を受けた従業員は、その要請に関する業務については、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとする。

**(9) 当社及び子会社の役職員が、監査役会または監査役に報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制等に係る事項**

- ① 当社及び子会社の役職員は、その職務の執行について監査役から説明を求められたときには、速やかに当該事項を報告する。また、当社及び子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見もしくはその報告を受けたときには、当該事実を監査役に対し報告する。
- ② 当社及び子会社の役職員は、法令等の違反行為等が発見したときには、内部通報窓口にて報告することができる。コンプライアンス担当部署は、監査役に対し、内部通報の受付・処理状況を定期的に報告するとともに、経営に与える影響を考慮のうえ必要と認められるとき、または監査役から報告を求められたときも速やかに報告する。
- ③ 当社及び子会社の役職員が内部通報窓口及び監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、内部通報規程に不利益取扱いの禁止を明示する。

**(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針に関する事項**

当社は、監査役が職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求をしたときは、当該職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

## (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役の監査が実効的に実施される体制を作るために、監査役会と会計監査人及び監査役会と内部監査部門との定期的な意見交換の場を設ける。
- ② 監査役会と取締役との意見交流を定期的に行う。
- ③ 取締役の週報、情報発信を監査役に同時発信する。
- ④ 取締役へのヒアリング等監査役による定期的な監査結果を終了後速やかに書類にて報告する。

## (12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会は、取締役7名（うち、社外取締役1名）で構成されており、その取締役会には取締役及び監査役が出席して、各取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。

取締役会において社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、企業経営者としての豊富な経験と見識から客観的視点で、当社の経営に対する監督を行い、社外監査役（2名）は、公認会計士としての財務及び会計に関する高度な専門知識を有しており、それらを監査に反映することで当社の監査体制の強化を図っております。

また、常勤監査役は取締役会のほか、社内重要会議に出席するとともに、取締役等から業務執行の状況を聴取し、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しております。さらに、内部監査部門及び会計監査人と意見交換などを行い監査の実効性の向上を図っております。

内部統制システムを支える基礎として従業員教育・育成に力を入れており、定期的な社内研修等を通じて社風の浸透を積極的に行っております。これは、当社創業以来、会社は「社会の公器である」としてその経営に全力投球をしてきており、常に密な情報交換、部門間を越えた議論と協力等によって、過剰なセクショナリズムの排除、従業員の目的意識のさらなる向上及び風通しの良い組織形成等を実現できると考えているためです。これら積極的な社風の浸透により、必然的に社内において、法令及び企業倫理の遵守、誠実・公正な行動等が守られる土壌が育成されるものと考えております。

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 の 部                |                  |
|-----------------|------------------|------------------------|------------------|
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>2,914,066</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>939,446</b>   |
| 現金及び預金          | 1,477,178        | 買掛金                    | 178,905          |
| 受取手形及び売掛金       | 1,128,942        | 未払金                    | 118,542          |
| 商 品             | 26,909           | 未払法人税等                 | 159,610          |
| 仕 掛 品           | 172,453          | 賞与引当金                  | 168,333          |
| 原材料及び貯蔵品        | 12,832           | 役員賞与引当金                | 11,577           |
| そ の 他           | 104,155          | そ の 他                  | 302,476          |
| 貸倒引当金           | △8,405           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>566,042</b>   |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>623,372</b>   | 退職給付に係る負債              | 565,292          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>142,183</b>   | そ の 他                  | 750              |
| 建物附属設備          | 105,592          | <b>負 債 合 計</b>         | <b>1,505,488</b> |
| 器具及び備品          | 36,591           | <b>純 資 産 の 部</b>       |                  |
| リース資産           | 0                | <b>株 主 資 本</b>         | <b>2,059,730</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>13,370</b>    | 資 本 金                  | 795,475          |
| ソフトウェア          | 4,786            | 資 本 剰 余 金              | 647,175          |
| そ の 他           | 8,584            | 利 益 剰 余 金              | 1,095,828        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>467,818</b>   | 自 己 株 式                | △478,747         |
| 投資有価証券          | 457              | その他の包括利益累計額            | △27,779          |
| 差入保証金           | 213,373          | その他有価証券評価差額金           | △10              |
| 繰延税金資産          | 253,937          | 為替換算調整勘定               | △5,008           |
| そ の 他           | 50               | 退職給付に係る調整累計額           | △22,761          |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>3,537,439</b> | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>2,031,950</b> |
|                 |                  | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>3,537,439</b> |

# 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     | 額         |
|-----------------|---------|-----------|
| 売上高             |         | 6,245,122 |
| 売上原価            |         | 4,998,402 |
| 売上総利益           |         | 1,246,719 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 775,721   |
| 営業利益            |         | 470,997   |
| 営業外収益           |         |           |
| 受取利息            | 42      |           |
| 受取賃貸料           | 3,434   |           |
| 受取出向料           | 9,595   |           |
| 保険配当金           | 2,110   |           |
| その他             | 654     | 15,837    |
| 営業外費用           |         |           |
| 支払利息            | 15      |           |
| 為替差損            | 3,501   |           |
| その他             | 71      | 3,588     |
| 経常利益            |         | 483,246   |
| 特別利益            |         |           |
| 貸倒引当金戻入額        | 2,468   | 2,468     |
| 特別損失            |         |           |
| 関係会社清算損         | 2,689   |           |
| 固定資産除却損         | 6,417   |           |
| 減損損失            | 2,771   | 11,878    |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 473,836   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 176,153 |           |
| 法人税等調整額         | △11,590 | 164,562   |
| 当期純利益           |         | 309,274   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 309,274   |

## 連結株主資本等変動計算書

( 2019年4月1日から )  
( 2020年3月31日まで )

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本 |           |           |          |             |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|----------|-------------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                     | 795,475 | 647,175   | 888,262   | △478,747 | 1,852,164   |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |           |           |          |             |
| 剰 余 金 の 配 当                   |         |           | △101,708  |          | △101,708    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益               |         |           | 309,274   |          | 309,274     |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |         |           |           |          |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | -       | -         | 207,565   | -        | 207,565     |
| 当 期 末 残 高                     | 795,475 | 647,175   | 1,095,828 | △478,747 | 2,059,730   |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |           |                  |                   | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|-----------------------|-----------|------------------|-------------------|-----------|
|                               | その他有価証<br>券評価差額金      | 為 替 換 算 定 | 退職給付に係<br>る調整累計額 | その他の包括利<br>益累計額合計 |           |
| 当 期 首 残 高                     | -                     | △6,948    | △25,471          | △32,420           | 1,819,744 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                       |           |                  |                   |           |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                       |           |                  |                   | △101,708  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益               |                       |           |                  |                   | 309,274   |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | △10                   | 1,939     | 2,710            | 4,640             | 4,640     |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | △10                   | 1,939     | 2,710            | 4,640             | 212,206   |
| 当 期 末 残 高                     | △10                   | △5,008    | △22,761          | △27,779           | 2,031,950 |

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

子会社は全て連結しております。

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 Japan Third Party of Americas, Inc.

※前連結会計年度において連結子会社であった韓国サード・パーティ株式会社は清算終了したため、連結の範囲から除外しております。ただし、清算終了時までの損益計算書については連結しております。

### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ① 資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

- ・商品 月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・原材料及び貯蔵品 月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

## ② 固定資産の減価償却の方法

### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は、主として定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8～18年

器具及び備品 3～6年

### ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用） 3～5年

## ハ. リース資産

### ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## ③ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

外貨建有価証券（その他有価証券）は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

#### ④ 引当金の計上基準

##### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給対象期間に対応した支給見込額を計上しております。

##### ハ. 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

##### ニ. 受注損失引当金

受注契約にかかる将来損失に備えるため、当連結会計年度末における手持受注案件のうち、損失発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることが可能な案件の損失見積額を受注損失引当金として計上し、対応する仕掛品と相殺して表示しております。

#### ⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### イ. 退職給付に係る会計処理の方法

###### ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

###### ・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から損益処理することとしております。税抜方式によっております。

##### ロ. 消費税等の会計処理

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 仕掛品及び受注損失引当金の表示

損失が見込まれる契約に係る仕掛品と受注損失引当金は相殺表示しております。

相殺表示した仕掛品に対応する受注損失引当金の額 10,236千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 293,306千円

## 3. 連結損益計算書に関する注記

### (1) 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額

受注損失引当金繰入額 10,236千円

### (2) 固定資産除却損

固定資産除却損の内訳は、以下のとおりであります。

建物附属設備 5,472千円

器具及び備品 944千円

### (3) 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所     | 用途    | 種類     | 金額      |
|--------|-------|--------|---------|
| 東京都品川区 | 事業用資産 | 器具及び備品 | 2,771千円 |

当社グループは、原則として、事業用資産については、事業部門を資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングを行っております。

事業用資産については、継続的に営業損失を計上し、かつ将来キャッシュ・フローの見積もり総額が帳簿価額を下回る資産グループを対象に減損損失を認識いたしました。事業用資産の回収可能価額は、使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスのため回収可能価額をゼロとして評価しております。

## 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 6,015,600株    | －株           | －株           | 6,015,600株   |

### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 930,176株      | －株           | －株           | 930,176株     |

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

2019年5月9日開催の取締役会決議による配当に関する事項

|           |            |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額   | 101,708千円  |
| ・1株当たり配当額 | 20円        |
| ・基準日      | 2019年3月31日 |
| ・効力発生日    | 2019年6月14日 |

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2020年5月25日開催の取締役会決議による配当に関する事項

|           |            |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額   | 127,135千円  |
| ・1株当たり配当額 | 25円        |
| ・基準日      | 2020年3月31日 |
| ・効力発生日    | 2020年6月16日 |

なお、配当原資については、利益剰余金としております。

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取り組み状況

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、資金調達については、主として内部留保による方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びリスク並びに管理体制

受取手形及び売掛金は、事業活動から生じた営業債権であり、顧客の信用リスクが存在します。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとの信用状況を把握するとともに債権管理要領に従い、債権回収の期日管理を行うことで回収懸念の早期把握に努めております。

差入保証金は、主として不動産賃貸借契約に基づき、支出した敷金であり、退去時において返還されるものであります。預入先の信用リスクに関しては、預入先の信用状況を把握した上で賃貸借契約を結ぶこととしておりますので、信用リスクは僅少であります。

営業債務である買掛金及び未払金は、支払期日が1年以内であります。また、一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|             | 連結貸借対照表計上額<br>(※1) | 時価 (※1)   | 差 額    |
|-------------|--------------------|-----------|--------|
| ① 現金及び預金    | 1,477,178          | 1,477,178 | —      |
| ② 受取手形及び売掛金 | 1,128,942          |           |        |
| 貸倒引当金 (※2)  | △8,405             |           |        |
|             | 1,120,537          | 1,120,537 | —      |
| ③ 差入保証金     | 213,373            | 210,337   | △3,036 |
| ④ 買掛金       | (178,905)          | (178,905) | —      |
| ⑤ 未払金       | (118,542)          | (118,542) | —      |
| ⑥ 未払法人税等    | (159,610)          | (159,610) | —      |

(※1) 負債計上されるものについては ( ) で示しております。

(※2) 受取手形及び売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金

預金は短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 差入保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。なお、「連結貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（未償却残高63,448千円）が含まれております。

④ 買掛金、⑤ 未払金、⑥ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 457        |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、時価開示の対象としておりません。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 399円56銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 60円81銭  |

## 7. その他の注記

### (1) 退職給付会計に関する注記

#### ① 採用している退職給付金制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。

#### ② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|              |           |
|--------------|-----------|
| 退職給付債務の期首残高  | 527,461千円 |
| 勤務費用         | 56,821    |
| 利息費用         | 474       |
| 数理計算上の差異の発生額 | 3,202     |
| 退職給付の支払額     | △22,668   |
| 退職給付債務の期末残高  | 565,292   |

#### ③ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 勤務費用            | 56,821千円 |
| 利息費用            | 474      |
| 数理計算上の差異の費用処理額  | 7,109    |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 64,405   |

#### ④ 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は、次のとおりであります。

|          |         |
|----------|---------|
| 数理計算上の差異 | 3,906千円 |
|----------|---------|

#### ⑤ 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は、次のとおりであります。

|             |          |
|-------------|----------|
| 未認識数理計算上の差異 | 32,806千円 |
|-------------|----------|

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率 0.15%

(2) 資産除去債務に関する注記

当社グループは、事業所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を見込まれる入居期間に基づいて算定し、費用に計上する方法によっております。

## 8. 重要な後発事象に関する注記

(1) 譲渡制限付株式報酬制度の導入

当社は、2020年5月13日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2020年6月30日開催予定の第33回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）へ付議することといたしました。

なお、本制度の導入は、本株主総会で監査等委員会設置会社への移行が承認可決されることを条件としております。

①本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価上昇及び中長期的な企業価値向上へのインセンティブを従来以上に高めるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

なお、本制度は、平成28年度税制改正において、法人の役員等による役務提供の対価として一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式が交付された場合について、役員等における所得税の課税時期、法人における役員等の役務提供に係る費用の損金算入等に関する税制措置が講じられたことを踏まえたものです。

②本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式を付与するために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、係る報酬を支給することにつき、株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2013年6月14日開催の第26回定時株主総会において、当社の取締役の報酬等の額は年額150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とご承認をいただき、今日に至っておりますが、本株主総会におきまして、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監

査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬額の新設についても付議させていただく予定です。

### ③本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。

#### イ. 本制度に係る金銭報酬債権の総額及び付与株式数上限

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、取締役の報酬限度額の枠内で年額30百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とし、当社が発行または処分する普通株式の総数は年3万株以内といたします（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割、当社の普通株式の無償割当てまたは株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整することができるものといたします。）。

#### ロ. 具体的な支給時期及び配分

各対象取締役に支給する具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、その発行または処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定いたします。

#### ハ. その他

本制度による当社普通株式の発行または処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、当該割当契約は以下の内容を含むものといたします。

- ・ 割り当てを受けた対象取締役は一定期間、当該株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ・ 一定の事由が生じた場合には、当社が当該株式を無償取得すること。

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

### (2) 第三者割当による自己株式の処分について

#### ①第三者割当による自己株式の処分を行う理由

当社は、2020年5月29日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議いたしました。

本自己株式処分は、日商エレクトロニクス株式会社を割当先とする第三者割当を行うものであります。当社は、日商エレクトロニクス株式会社との協業の中で、激変するICT業界を生き残っていくには、更に両社の協業を深化させ、両社の強みを最大限に伸ばしていく必要があるとの結論に至りました。そのためには、これまでの業務提携に加えて、両社の持つ秘匿性の高い情報である顧客基盤、技術基盤といったノウハウの開示・共有や、両社のさらなる人材交流を行うことで、AI・RPAといった最新技術を活用し、ICTシステムの設計、構築、運用事業、セキュリティ事業、ICTエンジニアに対する教育事業等の既存事業領域の拡大を目指すことが重要であり、本自己株式処分は日商エレクトロニクス株式会社との間で、このような深化した協力関係を構築するためのものであります。

## ②第三者割当による自己株式の処分の概要

- |               |                                                                                                                      |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| イ. 処分期日       | 2020年6月18日                                                                                                           |
| ロ. 処分株式の種類及び数 | 普通株式 470,000株                                                                                                        |
| ハ. 処分価額       | 1株につき 900円<br>※本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日（2020年5月28日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,000円を基準とし、ディスカウント率10%である900円としております。 |
| ニ. 資金調達額      | 423,000,000円                                                                                                         |
| ホ. 処分方法       | 第三者割当の方法によります。                                                                                                       |
| ヘ. 処分先        | 日商エレクトロニクス株式会社                                                                                                       |
| ト. その他        | 前記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件としております。                                                                         |

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 の 部         |                  |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>流動資産</b>     | <b>2,894,788</b> | <b>流動負債</b>     | <b>939,446</b>   |
| 現金及び預金          | 1,457,900        | 買掛金             | 178,905          |
| 受取手形            | 8,343            | 未払金             | 118,542          |
| 売掛金             | 1,120,599        | 未払費用            | 61,433           |
| 商品              | 26,909           | 未払法人税等          | 159,610          |
| 仕掛品             | 172,453          | 未払消費税等          | 82,821           |
| 原材料及び貯蔵品        | 12,832           | 前受金             | 143,900          |
| 前払費用            | 82,408           | 預り金             | 14,306           |
| その他             | 21,746           | 賞与引当金           | 168,333          |
| 貸倒引当金           | △8,405           | 役員賞与引当金         | 11,577           |
| <b>固定資産</b>     | <b>635,948</b>   | その他             | 13               |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>142,183</b>   | <b>固定負債</b>     | <b>533,236</b>   |
| 建物附属設備          | 105,592          | 退職給付引当金         | 532,486          |
| 器具及び備品          | 36,591           | その他             | 750              |
| リース資産           | 0                | <b>負債合計</b>     | <b>1,472,682</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>13,370</b>    | <b>純資産の部</b>    |                  |
| ソフトウェア          | 4,786            | <b>株主資本</b>     | <b>2,058,065</b> |
| 電話加入権           | 8,584            | 資本金             | 795,475          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>480,394</b>   | 資本剰余金           | 647,175          |
| 投資有価証券          | 457              | 資本準備金           | 647,175          |
| 繰延税金資産          | 243,891          | <b>利益剰余金</b>    | <b>1,094,163</b> |
| 差入保証金           | 213,373          | 利益準備金           | 9,926            |
| その他             | 31,871           | その他利益剰余金        | 1,084,236        |
| 貸倒引当金           | △9,200           | 別途積立金           | 490,000          |
| <b>資産合計</b>     | <b>3,530,737</b> | 繰越利益剰余金         | 594,236          |
|                 |                  | <b>自己株式</b>     | <b>△478,747</b>  |
|                 |                  | 評価・換算差額等        | △10              |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金    | △10              |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>2,058,055</b> |
|                 |                  | <b>負債・純資産合計</b> | <b>3,530,737</b> |

# 損 益 計 算 書

( 2019年4月1日から )  
( 2020年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     | 額         |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 6,245,122 |
| 売 上 原 価                 |         | 4,998,402 |
| 売 上 総 利 益               |         | 1,246,719 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 772,174   |
| 営 業 利 益                 |         | 474,544   |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 利 息                 | 42      |           |
| 受 取 賃 貸 料               | 3,434   |           |
| 受 取 出 向 料               | 9,595   |           |
| 保 険 配 当 金               | 2,110   |           |
| そ の 他                   | 654     | 15,837    |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 支 払 利 息                 | 15      |           |
| 為 替 差 損                 | 3,433   |           |
| 貸 倒 損 失                 | 1,081   | 4,529     |
| 経 常 利 益                 |         | 485,852   |
| 特 別 利 益                 |         |           |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額         | 2,468   | 2,468     |
| 特 別 損 失                 |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 6,417   |           |
| 減 損 損 失                 | 2,771   | 9,189     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 479,131   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 176,153 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △11,590 | 164,562   |
| 当 期 純 利 益               |         | 314,568   |

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本 |                |              |       |          |           |              |
|-----------------------------|---------|----------------|--------------|-------|----------|-----------|--------------|
|                             | 資 本 金   | 資本剰余金          |              | 利 益 金 | その他利益剰余金 |           | 利益剰余金<br>合 計 |
|                             |         | 資 本 金<br>準 備 金 | 資本剰余金<br>合 計 |       | 別 立 途 金  | 繰 越 利 益 金 |              |
| 当 期 首 残 高                   | 795,475 | 647,175        | 647,175      | 9,926 | 490,000  | 381,376   | 881,302      |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額           |         |                |              |       |          |           |              |
| 剰 余 金 の 配 当                 |         |                |              |       |          | △101,708  | △101,708     |
| 当 期 純 利 益                   |         |                |              |       |          | 314,568   | 314,568      |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額（純額） |         |                |              |       |          |           |              |
| 事業年度中の変動額合計                 | -       | -              | -            | -     | -        | 212,860   | 212,860      |
| 当 期 末 残 高                   | 795,475 | 647,175        | 647,175      | 9,926 | 490,000  | 594,236   | 1,094,163    |

|                             | 株 主 資 本  |                | 評価・換算差額等         |                  | 純 資 産<br>合 計 |
|-----------------------------|----------|----------------|------------------|------------------|--------------|
|                             | 自己株式     | 株 主 資 本<br>合 計 | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算差額<br>等 合 計 |              |
| 当 期 首 残 高                   | △478,747 | 1,845,204      | -                | -                | 1,845,204    |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額           |          |                |                  |                  |              |
| 剰 余 金 の 配 当                 |          | △101,708       |                  |                  | △101,708     |
| 当 期 純 利 益                   |          | 314,568        |                  |                  | 314,568      |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額（純額） |          |                | △10              | △10              | △10          |
| 事業年度中の変動額合計                 | -        | 212,860        | △10              | △10              | 212,850      |
| 当 期 末 残 高                   | △478,747 | 2,058,065      | △10              | △10              | 2,058,055    |

## 1. 重要な会計方針に係る事項

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券  
・時価のないもの 移動平均法による原価法

### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品 月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ② 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ③ 原材料及び貯蔵品 月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### (3) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|        |       |
|--------|-------|
| 建物附属設備 | 8～18年 |
| 器具及び備品 | 3～6年  |

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用） 3～5年

#### ③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

外貨建有価証券（その他有価証券）は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給対象期間に対応した支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。

⑤ 受注損失引当金

受注契約にかかる将来損失に備えるため、当事業年度末における手持受注案件のうち、損失発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることが可能な案件の損失見積額を受注損失引当金として計上し、対応する仕掛品と相殺して表示しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれの会計処理方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 仕掛品及び受注損失引当金の表示

損失が見込まれる契約に係る仕掛品と受注損失引当金は相殺表示しております。

相殺表示した仕掛品に対応する受注損失引当金の額 10,236千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 293,306千円

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

長期金銭債権 31,821千円

(4) 取締役及び監査役に対する金銭債務

- ① 短期金銭債務 136千円  
② 長期金銭債務 750千円

長期金銭債務は、将来の退任時に支給する退職慰労金に係る債務であります。

### 3. 損益計算書に関する注記

(1) 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額

受注損失引当金繰入額 10,236千円

(2) 固定資産除却損

固定資産除却損の内訳は、以下のとおりであります。

建物附属設備 5,472千円  
器具及び備品 944千円

(3) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所     | 用途    | 種類     | 金額      |
|--------|-------|--------|---------|
| 東京都品川区 | 事業用資産 | 器具及び備品 | 2,771千円 |

当社は、原則として、事業用資産については、事業部門を資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングを行っております。

事業用資産については、継続的に営業損失を計上し、かつ将来キャッシュ・フローの見積総額が帳簿価額を下回る資産グループを対象に減損損失を認識いたしました。事業用資産の回収可能価額は、使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスのため回収可能価額をゼロとして評価しております。

(4) 関係会社との取引高

営業取引以外の取引 1,081千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 930,176株    | －株         | －株         | 930,176株   |

## 5. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

|           |           |
|-----------|-----------|
| 繰延税金資産    |           |
| 退職給付引当金   | 163,047千円 |
| 賞与引当金     | 51,543    |
| 未払役員退職慰労金 | 229       |
| 未払法定福利費   | 7,736     |
| 投資有価証券評価損 | 15,993    |
| 関係会社株式評価損 | 7,190     |
| たな卸資産評価損  | 1,220     |
| 資産除去債務    | 12,648    |
| 減損損失      | 848       |
| その他       | 25,353    |
| 小計        | 285,811   |
| 評価性引当額    | △41,919   |
| 繰延税金資産合計  | 243,891   |

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の主な差異原因は、以下のとおりです。

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 法定実効税率            | 30.6% |
| (調整)              |       |
| 評価性引当額の増減 (△は減少)  | 0.5   |
| 永久に損金に算入されない項目    | 1.2   |
| 住民税均等割            | 2.1   |
| その他               | △0.0  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 34.4  |

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上している固定資産の他、電子機器等の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

| 種類  | 会社等の名称            | 議決権等の所有<br>(被所有割合(%)) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|-----|-------------------|-----------------------|-----------|-------|--------------|----|--------------|
| 子会社 | 韓国サード・パーティ株式会社(注) | 所有<br>直接 100.0%       | 役員の兼任     | 貸倒損失  | 1,081        | -  | -            |

(注) 韓国サード・パーティ株式会社は、清算終了しており、清算に伴う手続き費用等の立替金等の未回収額を貸倒損失に計上しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 404円69銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 61円85銭  |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

### (1) 譲渡制限付株式報酬制度の導入

当社は、2020年5月13日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2020年6月30日開催予定の第33回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）へ付議することといたしました。

なお、本制度の導入は、本株主総会で監査等委員会設置会社への移行が承認可決されることを条件としております。

詳細につきましては、「連結計算書類 8. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

### (2) 第三者割当による自己株式の処分について

当社は、2020年5月29日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議いたしました。

なお、詳細につきましては、「連結計算書類 8. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年6月2日

日本サード・パーティ株式会社

取締役会 御中

ひびき監査法人  
東京事務所代表社員 公認会計士 小川 明 ㊞  
業務執行社員代表社員 公認会計士 田中 弘 司 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本サード・パーティ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本サード・パーティ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2020年5月29日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年6月2日

日本サード・パーティ株式会社

取締役会 御中

ひびき監査法人  
東京事務所代表社員 公認会計士 小川 明 ㊞  
業務執行社員代表社員 公認会計士 田中 弘司 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本サード・パーティ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2020年5月29日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び重要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月2日

日本サード・パーティ株式会社 監査役会

常勤監査役 木村裕之 ㊟

社外監査役 竹内定夫 ㊟

社外監査役 井出隆 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- ① 創業理念「海外IT関連企業の日本市場参入を専門的技術をもってサポートし、開かれた日本市場を形成する。」と企業理念「Connect to the Future」の原動力となる技術サポート力を一層高めて、ブランドイメージをグローバルに通用する商号にするために、創業35周年を迎える2021年4月1日より商号を「JTP株式会社」に変更するものです。

なお、商号変更につきましては、附則により2021年4月1日から実施することとし、実施日経過後、当該附則は、定款より削除するものといたします。

- ② 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営に関する意思決定の迅速化・効率化を図るとともに、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つことにより、取締役会の監督機能を強化することで、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、第1条の商号変更を除き、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更箇所を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、日本サード・パーティ株式会社と称し、英文ではJAPAN THIRD PARTY CO.,LTD.と表示する。</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> <li>3. 監査役会</li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p style="text-align: center;">第4章 取締役</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、<u>JTP株式会社</u>と称し、英文では<u>JTP CO.,LTD.</u>と表示する。</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u></li> <li>3. (削 除)</li> <li>3. 会計監査人</li> </ol> <p style="text-align: center;">第4章 取締役</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は13名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> | <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。任期の満了前に退任した取締役(監査等委員であるものを除く。)の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期の満了する時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会の決議により選定する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(招 集)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議の目的である事項について取締役が提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> | <p>(招 集)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議の目的である事項について取締役が提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>                                                                                                                                                                                                                            |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p> <p>第27条 (省 略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条 (省 略)</p> <p>第6章 監査役</p> <p>(員 数)</p> <p>第30条 当会社の監査役は、3名以上とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第31条 監査役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> | <p>(議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p> <p>第28条 (現行のとおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第30条 (現行のとおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                  | 変 更 案                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| <p>2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>                                                                                   |                        |
| <p><u>第7章 監査役会</u><br/><u>(常勤の監査役)</u><br/>第33条 監査役会は、常勤の監査役を選定する。</p>                                                                                   | <p>(削 除)<br/>(削 除)</p> |
| <p><u>(招 集)</u><br/>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | <p>(削 除)</p>           |
| <p><u>(決議方法)</u><br/>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>                                                                                   | <p>(削 除)</p>           |
| <p><u>(議事録)</u><br/>第36条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p>                                                   | <p>(削 除)</p>           |
| <p><u>(監査役会規程)</u><br/>第37条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。</p>                                                              | <p>(削 除)</p>           |

| 現 行 定 款                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(報酬等)</u></p>                                                                                                                   | <p>(削 除)</p>                                                                                                                            |
| <p>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                  |                                                                                                                                         |
| <p><u>(責任免除)</u></p>                                                                                                                  | <p>(削 除)</p>                                                                                                                            |
| <p>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、月額報酬の2年分の合計金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。</p> |                                                                                                                                         |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                          | <p>第7章 監査等委員会</p>                                                                                                                       |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                          | <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>                                                                                                                |
|                                                                                                                                       | <p>第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>                                                                                        |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                          | <p><u>(招 集)</u></p>                                                                                                                     |
|                                                                                                                                       | <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                       | 変 更 案                                                                                     |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)                                         | <u>(決議方法)</u>                                                                             |
|                                               | 第33条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>                             |
| (新 設)                                         | <u>(議事録)</u>                                                                              |
|                                               | 第34条 <u>監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。</u> |
| (新 設)                                         | <u>(監査等委員会規程)</u>                                                                         |
|                                               | 第35条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>             |
| 第8章 会計監査人<br>第40条～第41条 (省 略)                  | 第8章 会計監査人<br>第36条～第37条 (現行のとおり)                                                           |
| (報酬等)<br>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 | (報酬等)<br>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。                                           |
| 第9章 計 算<br>第43条～第45条 (省 略)                    | 第9章 計 算<br>第39条～第41条 (現行のとおり)                                                             |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                  |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | <p style="text-align: center;">附則1</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>2020年6月開催の第33回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p> |
| (新 設)   | <p style="text-align: center;">附則2</p> <p><u>第1条(商号)の変更は2021年4月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は、第1条の変更の効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>                                                                              |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（7名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更（ただし、第1条の商号変更を除く）の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号     | ふり<br>氏<br>がな<br>名<br>(生年月日)          | 当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1<br>(重任) | もり<br>森<br>(1973年12月13日生)<br>ゆたか<br>豊 | 2002年6月 当社入社<br>2008年4月 当社事業統括推進室室長<br>2009年4月 当社ヘルプデスク部部长<br>2012年4月 当社執行役員新規事業推進本部<br>SNS推進室長<br>2014年4月 当社社長執行役員<br>2014年6月 当社代表取締役社長（現任）<br>[重要な兼職の状況]<br>Japan Third Party of Americas, Inc. CEO | 468,053株       |

| 候補者番号     | ふり<br>氏<br>がな<br>名<br>(生年月日)           | 当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2<br>(重任) | ため だ みつ あき<br>為 田 光 昭<br>(1974年1月21日生) | 1994年4月 当社入社<br>2003年4月 当社ITフィールド・ソリューション本部グループマネージャ<br>2008年4月 当社ナレッジソリューション事業担当<br>2008年4月 当社プラットフォームソリューション事業担当<br>2010年4月 当社プロフェッショナルサービス営業推進室担当<br>2013年6月 当社取締役事業推進本部担当<br>2015年4月 当社取締役事業統括本部長兼ナレッジサービス部門グループマネージャ<br>2016年4月 当社取締役新規事業開発本部長<br>2016年6月 当社常務取締役新規事業開発本部長<br>2018年6月 当社取締役新規事業開発本部長<br>2019年4月 当社取締役デジタルトランスフォーメーション事業本部長<br>2020年4月 当社取締役デジタルイノベーション本部長(現任) | 13,900株        |

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 候補者<br>番号 | ふり<br>氏<br>(生年月日)<br><br>がな<br>名            | 当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3<br>(重任) | い だ<br>伊 達<br>(1974年7月17日生)<br><br>ひとし<br>仁 | 1997年3月 当社入社<br>2000年3月 当社コンピュータ・エンジニアリング・テレフォニ・サポート部門マネージャ<br>2004年4月 当社総務部マネージャ<br>2007年4月 当社内部監査室マネージャ<br>2009年4月 当社新規事業推進企画マネージャ<br>2011年6月 当社営業部長<br>2012年6月 当社広報室長<br>2013年6月 当社取締役IR、コンプライアンス担当<br>2014年4月 当社取締役IR、広報担当<br>2015年4月 当社取締役管理本部長<br>2018年4月 当社取締役管理本部長兼コーポレートコミュニケーション室長<br>2019年4月 当社取締役コーポレート本部長(現任) | 23,100株        |
| 4<br>(重任) | ば ば ひろ あき<br>馬 場 寛 明<br>(1949年2月1日生)        | 2015年4月 当社入社 執行役員社長室長<br>2016年4月 当社執行役員ソリューション事業本部長<br>2016年6月 当社常務執行役員ソリューション事業本部長<br>2017年6月 当社取締役ソリューション事業本部長<br>2018年4月 当社取締役第一ソリューション事業本部長<br>2019年4月 当社取締役グローバルビジネスオペレーション統括本部長<br>2020年4月 当社取締役アドバンスICTサービス本部長兼インターナショナルビジネス事業部長(現任)                                                                                | 10,700株        |

| 候補者番号     | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)            | 当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5<br>(重任) | よしだ まさ彦<br>吉田雅彦<br>(1947年4月1日生) | 1969年4月 高千穂交易(株)入社<br>1988年4月 日本タンデムコンピュータズ(株)入社<br>1999年10月 コンパックコンピュータ(株)常務取締役営業統括本部長<br>2002年11月 日本ヒューレット・パッカー(株)常務執行役員<br>2004年5月 同社専務執行役員営業担当<br>2007年2月 同社取締役専務執行役員営業担当<br>2007年7月 日本ＨＰファイナンシャルサービス(株)代表取締役社長<br>2009年4月 日本ヒューレット・パッカー(株)取締役相談役<br>2009年6月 (株)データ・アプリケーション社外取締役<br>2015年6月 当社社外取締役(現任)<br>2017年7月 (株)日本テクノス社外取締役(現任)<br>2018年6月 (株)セゾン情報システムズ社外取締役(現任) | 1,000株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 吉田雅彦氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 社外取締役候補者吉田雅彦氏に関する特記事項は、次のとおりであります。  
 (1) 選任理由

同氏は、IT業界に深く幅広い見識を持ち、また、企業経営者としての専門的な視点から当社経営の妥当性・適切性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断し、候補者として選任いたしております。

- (2) 当社の社外取締役に就任してからの年数  
 同氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。  
 (3) 当社との責任限定契約

当社は、同氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、月額報酬の2年分の合計金額又は法令が定める金額のいずれか高い額としております。同氏の再任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

4. 当社は、吉田雅彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任をご承認いただいた場合、当社は同氏を引続き独立役員とする予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更（ただし、第1条の商号変更を除く）の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                 | 当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | きむらひろゆき<br>木村裕之<br>(1954年10月15日) | 1978年4月 東京重機工業(株) (現JUKI) 入社<br>1989年2月 サン・マイクロシステムズ(株)入社<br>2000年7月 同社取締役インダストリー営業担当<br>2002年7月 同社常務取締役インダストリー営業担当<br>2003年1月 ベリタスソフトウェア(株)代表取締役社長兼米国本社副社長<br>2005年10月 (株)シマンテック代表取締役社長兼米国本社副社長<br>2008年4月 同社会長兼エグゼクティブ・アドバイザー<br>2008年8月 (株)セールスフォース・ドットコム執行役員副社長兼米国本社上級副社長<br>2010年1月 シトリックス・システムズ・ジャパン(株)副社長兼米国本社副社長<br>2013年4月 当社顧問<br>2015年5月 ベリタップ・コンサルティング(株)代表取締役 (現任)<br>2018年6月 当社常勤監査役 (現任) | 一株             |

| 候補者番号 | ふり<br>氏<br>(生年月日)<br>がな<br>名                            | 当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2     | たけ<br>竹<br>うち<br>内<br>さだ<br>定<br>お夫<br>夫<br>(1948年6月2日) | 1976年9月 クーパースアンドライブランド<br>会計事務所入所<br>1983年4月 竹内・田中会計・法律事務所(現<br>ふじ総合会計・法律事務所)開設<br>2002年6月 当社監査役(現任)<br>2010年9月 アドバンストコンサルティング<br>(株)代表取締役社長(現任)<br>2015年6月 (株)森組社外監査役(現任)<br>2015年6月 (株)十川ゴム社外取締役(現任)<br>2016年3月 (株)スタジオアリス取締役(監査等<br>委員) | 17,400株        |
| 3     | い<br>井<br>で<br>出<br>たかし<br>隆<br>(1951年6月19日生)           | 1978年11月 クーパースアンドライブランド<br>会計事務所入所<br>1994年7月 日本公認会計士協会国際委員会<br>委員<br>1998年7月 中央監査法人代表社員<br>2006年7月 新日本監査法人(現EY新日本有<br>限責任監査法人)入所、シニアパ<br>ートナー<br>2014年6月 当社監査役(現任)<br>2014年6月 日本瓦斯株式会社社外監査役<br>2014年6月 日本瓦斯株式会社社外取締役(現<br>任)              | 一株             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 竹内定夫氏及び井出隆氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 社外取締役候補者に関する特記事項は、次のとおりであります。

(1)選任理由

- ①竹内定夫氏につきましては、公認会計士の資格を持ち、会計に関して専門的な視点から当社の監査等に反映していただけると判断し、候補者として選任いたしております。  
 ②井出隆氏につきましても、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士の資格に加え大手監査法人での代表社員の経験もあり、会計に関して専門的な視点から当社の監査等に反映していただけると判断し、候補者として選任いたしております。  
 (2)竹内定夫氏及び井出隆氏は、現在、当社の社外監査役であり、それぞれの社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、竹内定夫氏が18年、井出隆氏が6年となります。なお、両氏の社外監査役としての任期は、本総会終結の時をもって満了となります。

(3)当社との責任限定契約

当社は、社外監査役である竹内定夫氏及び井出隆氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、月額報酬の2年分の合計金額又は法令が定める金額のいずれか高い額としております。両氏の再任をご承認いただいた場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約と同内容の契約を締結する予定であります。

4. 当社は、竹内定夫氏及び井出隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任をご承認いただいた場合、当社は両氏を引続き独立役員とする予定であります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める、監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更（ただし、第1条の商号変更を除く）の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| ふり<br>氏<br>(生年月日)                                         | がな<br>名<br>当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                    | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|----------------|
| たけ<br>竹<br>うち<br>内<br>よう<br>洋<br>へい<br>平<br>(1981年9月21日生) | 2008年12月 あらた監査法人入所<br>2013年8月 公認会計士登録<br>竹内洋平公認会計士事務所開設<br>2014年1月 税理士登録 | 一株             |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 竹内洋平氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 竹内洋平氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、同氏が公認会計士の資格を持ち、会計に関して専門的な視点から当社の監査等に反映していただけると判断したためです。なお、同氏は会社経営に関与された経験はありませんが、新しい時代の新しい発想・アイデアに適切にご対応頂けると判断し、候補者として選任いたしております。
4. 竹内洋平氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合に、当社との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、責任の限度額は、月額報酬の2年分の合計金額又は法令が定める金額のいずれか高い額です。
5. 竹内洋平氏は、現在、当社の社外監査役（本株主総会における社外取締役候補者）であります竹内定夫氏の三親等以内の親族であります。

### **第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2013年6月14日開催の第26回定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とご承認をいただき、今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額150百万円以内（うち社外取締役分年額10百万円以内）とさせていただきますと存じます。なお、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給時期等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと5名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更（ただし、第1条の商号変更を除く）の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

### **第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額20百万円以内とさせていただきますと存じます。

なお、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきますと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更（ただし、第1条の商号変更を除く）の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2013年6月14日開催の第26回定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただき今日に至っております。

今般、当社は役員報酬制度の見直しの一環として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、株価上昇及び中長期的な企業価値向上へのインセンティブを従来以上に高めるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として支給する譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入したいと存じます。

当社の取締役の報酬額は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」において、年額150百万円（うち社外取締役分年額10百万円以内）として付議しておりますが、本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額を、当該報酬額の枠内で年額30百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とし、対象取締役への具体的な支給の時期及び分配については、取締役会において決定することとさせていただきたいと存じます。

本議案に係る対象取締役の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

本制度の概要につきましては、下記をご参照ください。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更（ただし、第1条の商号変更を除く）の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 記

### 1. 報酬の概要

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年3万株以内といたします。

ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割、当社の普通株式の無償割当て又は株式併合が行われた場合その他の譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合、当該総数を合理的な範囲で調整いたします。

その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定いたします。

## 2. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- ① 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、その交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。
- ② 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下、「役務提供期間」という。）が満了する前に上記①に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- ③ 上記①の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記①に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記②に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記①に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。この場合には、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

- ④ 上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合においては、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。